ハ　尿素の使用	トン	尿素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・七三

2　令第一条第一項第一号ロ(2)の経済産業省令で定める製品、原油等及び蒸気の生産及び輸送は、次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げるものとし、同号ロの経済産業省令で定める係数は、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるものとする。

一　石炭の採掘（採掘後の工程を含み、別表第一に掲げるものを除く。）		
イ　石炭坑での石炭の採掘	トン	石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘の際に排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇〇三七
ロ　石炭坑での石炭の採掘後の工程	トン	石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘後の工程において排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇〇四〇
ハ　露天掘による石炭の採掘	トン	石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘の際に排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇〇〇一九
ニ　露天掘による石炭の採掘後の工程	トン	石炭の一トン当たりの生産に伴い採掘後の工程において排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇〇〇〇一六
二　原油の生産（生産に付随して発生するガスの焼却を含み、別表第一に掲げるものを除く。）		
イ　生産に係る坑井における原油の生産	キロリットル	原油の一キロリットル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における通気弁から排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇〇〇九五
ロ　生産に係る坑井における陸上に設置された施設を用いて行う原油の生産	キロリットル	原油の一キロリットル当たりの生産に伴い生産に係る坑井における陸上に設置された施設から排出されるトンで表した二酸化炭素の量〇・〇〇〇一三